

国立大学法人宇都宮大学女性教員海外派遣制度に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人宇都宮大学ダイバーシティ研究環境推進本部規程第10条に基づき、国立大学法人宇都宮大学女性教員海外派遣制度に関し、必要な事項を定める。

(海外派遣の目的)

第2条 女性教員海外派遣制度は、女性研究者が海外の研究機関・教育機関において研究を行い、高度な研究力、国際性及びリーダーシップ力を身につけることを目的とする。

(海外派遣対象者)

第3条 女性教員海外派遣制度の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学の女性の専任教員または非常勤研究員
- (2) 海外派遣に関して海外派遣希望者（以下「希望者」という。）自身が責任教員となる部局の長の承認を得た者
- (3) 海外派遣後に本学のダイバーシティ研究環境形成のための事業に協力できる者

(海外派遣期間)

第4条 海外派遣期間は、原則として1年以内の期間とする。ただし、任期の定めのある者については、任期の末日を越えて申請することができない。

2 海外派遣期間は、国立大学法人宇都宮大学ダイバーシティ研究環境推進本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

(希望者の募集)

第5条 希望者の募集は、学長が告示して行う。

(海外派遣の希望申込)

第6条 希望者は、前条において告示された期日までに、別紙様式による海外派遣申請書に必要事項を記載し、学長に提出しなければならない。

2 希望者は、海外派遣申請書の提出にあたり、事前に希望者自身が責任教員となる部局の長の承認を得なければならない。

(海外派遣者の選考)

第7条 海外派遣者の選考は、運営委員会の議を経て学長が決定する。

(海外派遣支援内容)

第8条 海外派遣に要する旅費、研究費及び代替教員人件費は、原則として本制度により助成する。

2 助成額は、運営委員会の議を経て学長が決定する。

(報告の義務)

第9条 海外派遣者は、派遣終了後速やかに報告書（様式は任意）を学長に提出するとともに、研究成果の報告を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年11月20日から施行する。

様式

平成 年 月 日

国立大学法人宇都宮大学女性教員海外派遣申請書

学 長 殿

職名

氏名

印

次のとおり申請します。

1. 海外派遣の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)
2. 海外派遣先	大学・機関名： 国又は地域： 都市名： 所在地：
3. 海外派遣先の 承諾書の有無	有・無
4. 海外派遣期間中の 授業等の対応	授業停止 ・ 代替教員任用 代替教員任用を希望する場合は、雇用予定の職種に○をつけてください。 () 特任教員フルタイム () 特任教員パートタイム (週 時間) () 非常勤講師 (科目名：「 」週 コマ) () 非常勤研究員 (週 時間) () TA・RA (週 時間) () その他
5. 旅費・研究費 (概算)	旅費 円 研究費 円 (研究費の内訳) 消耗品費 円 諸謝金 円 印刷製本費 円 雑役務費 円 その他 円
6. 海外研究経験の有無	有・無 有の場合 期間： 滞在地：
7. 部局の長の 承認年月日	平成 年 月 日

8. 研究の課題 (テーマ)	
9. 研究の内容	